

全 住 協 第 2 8 9 号
平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
総務委員長 小佐野 台
組織委員長 小 山 浩 志
広報委員長 小 尾 一

無電柱化を推進する法案成立に向けた署名活動の再度のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきましては、現在会員が一丸となって署名活動を展開しておりますが、12月18日現在、1万余人の署名に留まっております。安全で良好な景観の都市の実現に向け「無電柱化の推進に関する法律案」の早期成立が望まれます。そのため、より多くの皆様の署名による力強い後押しが必要となります。

つきましては、貴社社員並びに広く一般の方にもご協力のお声掛けをいただき、別紙の要領により周知・回収等についてお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、署名活動は今後も継続いたしますが、関係機関への提出時期を考慮し、当面の提出期限を平成28年1月18日（月）とさせていただきます。

敬 具

問合せ先

一般社団法人 全国住宅産業協会 担当：澁田（TEL 03-3511-0611）

全 住 協 第 2 4 1 号
平成 2 7 年 1 0 月 3 0 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
会 長 神 山 和 郎

無電柱化を推進する法案成立に向けた署名活動のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、電柱は人々の安全な通行の支障となるとともに、震災等の発生時には倒壊した電柱が、避難路を塞ぎ、救助・救援の妨げとなるなど防災の観点からも大きな障害となっています。

欧米やアジアの主要都市と比較しても、東京を始めとする日本の都市の無電柱化率は著しく低い状況にあります。無電柱化の推進は、地域住民、地方自治体、企業・団体など国民のあらゆる階層が参加する運動として取り組むべきプロジェクトです。

昨年、当協会は無電柱化研究会を設置し、無電柱化の必要性・推進方法等について検討を重ね、関係方面へ提言を行ってまいりました。幸い、自由民主党では災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図ることを目的とした「無電柱化の推進に関する法律案」を議員立法としてまとめ、各党への呼びかけを行っていますが、未だ成立には至っておりません。

早期の法案成立が望まれる中、当協会は、去る 1 0 月 1 日に開催した理事会において、法案の早期成立に向け力強く支援するため署名活動の実施を決定しました。

つきましては、会員の皆様方には上記趣旨についてご理解をいただくとともに、貴社社員並びに広く一般の方にもご協力のお声掛けをいただき、下記要領により周知・回収等についてお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 提出期限 当面 平成 2 8 年 1 月 1 8 日（月）（期限後も随時受け付けます。）
2. 署名方法 別紙署名用紙に必ずご本人が署名してください。
必要な署名用紙は複写してご使用ください。
本人が署名できれば年齢は不問ですので、ご家族・お知合い等にもお声掛けいただき、ご協力をお願いします。
3. 提出方法 署名いただいた用紙（コピーは不可）を回収の都度、下記までご郵送ください。（F A X、E - m a i l は不可）
〒 1 0 2 - 0 0 8 3 東京都千代田区麴町 5 - 3 麴町中田ビル
一般社団法人 全国住宅産業協会 宛
4. 問合せ先 事務局（TEL 03-3511-0611 担当 澁田、嘉屋本(カヤト)）までお願いいたします。 以 上

ご署名のお願い

《 国民の防災・安全の確保を図るため 無電柱化を推進する法律の早期成立を!! 》

- 電柱は、いたましい通学児童の交通事故など人々の安全な通行を妨げるとともに、とりわけ阪神・淡路、東日本大震災で経験しましたように倒壊した電柱は、避難路を塞ぎ救助、救援の妨げとなっています。
 - 世界の主要都市の無電柱化率は、ロンドン・パリ・香港は100%、ニューヨーク83%、シンガポール93%です。一方日本では、東京23区7%、大阪市5%、京都市2%と著しく低い状況にあります。
 - 無電柱化の推進は、地域住民、地方自治体、企業・団体など国民のあらゆる階層が参加する運動として取り組むべきプロジェクトです。
- 無電柱化の推進により、安全で快適な魅力ある生活環境を実現するため、法律の早期成立が望まれます。何とぞ趣旨をご理解賜り、ご署名をお願い申し上げます。

| 名 前 | 住 所 |
|-----|------------|
| | 都 道 府 県 |

一般社団法人 全国住宅産業協会

※ 個人情報事務局で適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。

〈留意事項〉

- ・必ず署名した原本を郵送してください。(FAX、E-mailは不可)
- ・ご家族の場合であっても、ご本人が署名してください。
- ・住所は、市町村以下の丁目・番地は不要です。
- ・同じ住所であっても「同上」「〃」は無効となります。

(署名例)

| 名 前 | 住 所 |
|-------|----------------------|
| 全住 協子 | 東京 都 道 府 県 千代田区麴町 |